傍聴にあたっての注意事項

1 傍聴者は、傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用すること。
また、傍聴を終え退場するときは、傍聴章を返却すること。

2 審査委員会委員又は指定管理者指名団体の説明者の発言に対し、
拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

3 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。

4 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

5 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。
ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

6 飲食又は喫煙をしないこと。

7 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。

8 メモ以外の目的でパソコン、携帯電話等の電子機器を使用しないこと。
ただし、委員長の許可を得たときは、この限りでない。

9 むやみに席を離れないこと。体調不良などやむを得ない場合を除き、
途中退席した場合には、再入場することはできない。

10 その他、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

※ 上記注意事項に違反した場合は、退場していただきますので、
あらかじめご承知おきください。

総合医療センター病児・病後児保育センター指定管理者審査委員会

（事務局：横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課）